

府高教 ニュース

2019年12月5日 (木)

速報 No. 4

発行所：大阪府立高等学校教職員組合
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
大阪府教育会館707号
☎06(6768)2106 FAX 06(6768)1675
http://osaka-fuko.dyndns.org/
eメールosakafko@jn3.so-net.ne.jp

<附帯決議より>

- ◆勤務時間の延長を理由として授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより在校等時間の増加を招くことがないよう留意
- ◆画一的に導入するのではなく個々の事情に応じて適用

極めて不当! 12月4日 給特法改悪案が可決・成立 変形労働制でなく教職員の増員こそ行え!

—一条例の制定を許さないたたかいに全力あげよう—

◆自・公・維新などが反対世論を無視し強行!

今国会に提出されていた、教員への「一年単位の変形労働時間制」導入を可能とする給特法改悪案[※]は、12月3日に参議院文部科学委員会、4日に参議院本会議で採決が行われ、国民の反対世論を受けた立憲民主・国民民主・共産・社民・れいわなど野党の強い反対を押し切つて、自民・公明・維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。

「一年単位の変形労働時間制」は、教職員の労働時間を減らすことには一切つながらず、教職員の過労死を深刻化させることが懸念されるものであり、学校現場に導入してはならないものです。また、労働条件の重大な不利益変更であることから、労働基準法が労働協定を義務づけているにも関わらず、条例制定によって導入できるとしていることは断じて容認できません。このような改悪を、学校現場をはじめ、広範な国民から出されている強い反対意見を無視し、衆参あわせてわずか30時間にも満たない審議で強行したことは、不当きわまりありません。この背景には、「給特法の抜本的見直しに向けて3年後に行うとしている」「勤務実態調査」を前に、「時間外勤務を「見かけ上」縮減させよう」との、文科省の意図があるのは明らかです。

※公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

◆たたかいの舞台は都道府県・職場に!

教職員の異常な長時間過密労働の唯一の解決策は、教職員定数を抜本的に改善し、教職員の数を増やすことです。また、そのためにOECD加盟国最低の教育予算を抜本的に拡充することです。そして、制定から50年近くが経過し労働基準法との矛盾が極限に達している給特法はただちに抜本改正し、計測可能な超過勤務に対しては教員にも超過手当を支給することで、時間外労働を抑制すべきです。こうした施策に背を向け、「一年単位の変形労働時間制」導入で、教職員をさらに長時間労働に追い込もうとする政府・自公与党、維新の会などの勢力を、世論で包囲するたたかいが求められています。

この間、府高教は、給特法改悪案の問題点を広く知らせ、職場討議を呼びかけるとともに、全教に結集し、請願署名の集約、国会への要請ファックス送付、国会前座り込み・傍聴行動への参加など、改悪案撤回のとりくみに全力をあげてきました。改悪案が強行されたもと、いよいよたたかいの舞台は都道府県段階に移ります。

府高教は、「一年単位の変形労働時間制」導入に断固として反対し、大阪府での条例制定を許さないたたかい、学校現場に持ち込ませないたたかいに、引き続き全力をあげます。また、長時間過密労働の解消に向けて、教職員定数の抜本改善、給特法の抜本改正に向け、広範な府民との共同をさらに広げ、とりくみに全力をあげます。

【国会での論戦を通じて明らかになったこと】

◆制度導入で長時間労働は一切減らない

「勤務時間の短縮ではなく休日などの措置を行うこと(が目的)」「この制度を導入することで、日々の教師の業務や勤務時間を短縮するものとは考えておりません」(丸山初等中等教育局長)

◆業務縮減・上限ガイドラインの遵守が導入の大前提

「導入にあたっては業務の縮減を前提とする必要がある」「在校等時間の超過勤務を少なくとも上限ガイドライン(月45時間、年360時間)以内とすることが導入の大前提」「今より大変になることはあってはならない」「歯止めを作っていきたい。指針を示したい」(萩生田大臣)

◆導入は学校の意向を踏まえる

「まず各学校で検討いただき、教委が条例案を作成」「学校の意向を踏まえ、教委が導入する学校や具体的な導入の仕方を決定する」(丸山局長)「学校の意向を踏まえ、都道府県が条例で一律強制しても何の意味もない」(萩生田大臣)

◆制度の導入は組合との交渉を踏まえて自治体が判断

「各自自治体の判断で(制度を)採用しないということもあり得る。選択肢として排除しません」「導入にあたっては、各地方公共団体において職員団体との交渉を踏まえつつ検討されるもの」(萩生田大臣)

◆3年後に実態調査を実施し給特法のあり方を検討する

「(給特法のもとでは)校務であっても使用者からの指示に基づかず所定の勤務時間外に超勤4項目以外で行った時間は地公法上の勤務時間に該当しません。その意味で2種類の時間があることになりました」(丸山局長)「3年後に教師の勤務実態調査を実施し、その結果を踏まえながら...給特法などの法的枠組みを含め検討を行う必要がある」(萩生田大臣)